

松本清児童福祉基金条例の制定について

松本清児童福祉基金条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松本清児童福祉基金を設置することにより、本市の児童福祉の増進に資するため。

松本清児童福祉基金条例

(設置)

第1条 本市における児童福祉の増進を図るため、松本清児童福祉基金を設置する。

(基金の原資)

第2条 松本清児童福祉基金は、松本清奨学基金の廃止に伴う同基金の残額を原資とする。

(基金の額)

第3条 松本清児童福祉基金（以下「基金」という。）の額は、41,288,000円とする。

2 基金の額は、第5条の規定により繰入れが行われたときは当該繰入れ相当額について増加したものとし、また、第7条の規定により処分が行われたときは当該処分相当額について減少したものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に

限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。